

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	1
○道路の区域決定	(道 路 課)	1
○道路の区域変更 (3件)	(〃)	1
○道路の供用開始 (2件)	(〃)	2
公 告		
○令和4年度クリーニング師試験の実施 (薬務衛生課)		2
○林業種苗生産事業者講習会の実施 (木材増産推進課)		2
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置 (2件) (漁港漁場課)		3
○都市計画の決定の図書の縦覧 (都市計画課)		3
高知県選挙管理委員会告示		
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定) の一部改正 (5・23掲示)		4
入札公告		
○一般競争入札 (高知県障害者手帳交付システム再構築等委託業務) の公告 (障害福祉課)		4

告 示

高知県告示第577号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
安芸市古井字ツエ谷222の1、222のロ、222のハ、222のニ、222のホ、字カシ畝223のイ、223のロ
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第578号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、令和4年6月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 佐喜浜吉良川
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市佐喜浜町字根丸3650番2から	8.9	32
室戸市佐喜浜町字根丸谷3646番4まで	14.8	

高知県告示第579号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年6月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡馬路村馬路字平野谷831番26	前	6.5	14
	後	7.0	

	後	7.4	14
		30.4	

高知県告示第580号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年6月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 土佐清水宿毛
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村下長谷字フトヲ1633番17から幡多郡三原村下長谷字フトヲ1633番30まで	前	4.3	253
	後	10.3	
		28.2	
		28.9	

高知県告示第581号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年6月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 土佐佐川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字林シ3682番7から土佐市甲原字林シ3685番12まで	前	3.9	263
	後	23.0	
		7.3	

	後	） 23.1	263
--	---	-----------	-----

高知県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、令和4年6月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村下長谷字フトヲ1633番17から幡多郡三原村下長谷字フトヲ1633番30まで	253	令和4年6月10日

高知県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、令和4年6月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市竹屋数字ロチシロウ谷197番1から四万十市竹屋数字ロチシロウ谷1026番2まで	107	令和4年6月10日

 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規

定により、令和4年度クリーニング師試験を次のとおり行う。
 令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和4年9月8日（木）午前9時から
- 2 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者
 (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類
 (1) 受験願書（県所定の様式によること。）
 (2) 履歴書（最終学歴を明記すること。）
 (3) 受験資格を証明する書類又はその写し（氏名に変更があつているときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあつては、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があつていることを証明することができる書類）
 (4) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 5 受験願書の配付場所
県内各福祉保健所及び高知県健康政策部薬務衛生課並びに高知市保健所
- 6 受験願書の受付期間
令和4年7月11日（月）から同年8月1日（月）まで。ただし、郵送による場合は、令和4年8月1日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先
 (1) 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所（当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
 (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- 8 試験科目
 (1) 衛生法規に関する知識
 (2) 公衆衛生に関する知識

- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 9 試験手数料
7,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）

~~~~~

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。  
 令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

1 開催の日時及び場所

| 日時                                 | 場所                                  |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| 令和4年7月15日（金）<br>午前9時30分から午後4時30分まで | 香美市土佐山田町大平80<br>高知県立森林技術センター<br>事務室 |

- 2 受講対象者  
林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者
- 3 林業種苗生産事業者講習会の内容  
 (1) 種苗に関する法令 2時間  
 (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間  
 (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講手数料  
14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）
- 5 受講申込書の提出場所及び提出期限  
受講を希望する者は、受講申込書を令和4年6月24日（金）までに住所地を管轄する林業事務所（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。
- 6 受講申込書の配布場所  
高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合
- 7 問い合わせ先  
高知県林業振興・環境部木材増産推進課（電話番号088-821-4602）

~~~~~

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和4年6月10日

上ノ加江漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

高岡郡中土佐町上ノ加江 上ノ加江漁港弁天崎ー1.5メートル泊地

(1) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.9メートル、船幅1.2メートル）

(2) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.3メートル、船幅1.1メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に上ノ加江漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

上ノ加江漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和4年6月10日

佐賀漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 佐賀漁港ー1.5メートル横浜泊地（横浜地区）

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.8メートル、船幅1.5メートル）

(2) 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 佐賀漁港2号船揚場（横浜地区）

ア F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.0メートル、船幅1.5メートル）

イ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.9メートル、船幅1.5メートル）

ル、船幅1.5メートル）

ウ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.8メートル、船幅1.4メートル）

(3) 幡多郡黒潮町佐賀字シヲ付 佐賀漁港ー1.5メートル佐賀泊地（浜町地区）

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.8メートル、船幅1.6メートル）

(4) 幡多郡黒潮町佐賀字シヲ付 佐賀漁港船舶修理施設用地（浜町地区）

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.0メートル、船幅1.5メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に佐賀漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

佐賀漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により土佐市から都市計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

1 都市計画の種類

土佐都市計画地区計画（土佐市旭町・東郷地区計画）

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び土佐市役所

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第76号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年5月23日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

2 老人ホームの表中

高幡西部特別養護老人ホーム組合立特別養護老人ホーム窪川荘	高岡郡四万十町影野640番地 2
高幡西部特別養護老人ホーム組合立特別養護老人ホーム四万十荘	高岡郡四万十町大正576番地
社会福祉法人清流会軽費老人ホームケアハウス四万十ピア	高岡郡四万十町仁井田114番地 1

を

社会福祉法人清流会軽費老人ホームケアハウス四万十ピア	高岡郡四万十町仁井田114番地 1
四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘	高岡郡四万十町影野640番地 2
四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘	高岡郡四万十町大正576番地

に改める。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年6月10日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量
高知県障害者手帳交付システム再構築等委託業務 一式
- (2) 特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
特定役務に係る契約の締結の日から令和10年3月31日まで
- (4) 特定役務の履行期間
特定役務に係る契約の締結の日から令和10年3月31日まで
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

<p>(5) 地方自治体の障害者手帳交付システムの構築実績又は複数年の運用保守実績を有する者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 電話番号088-823-9634 ファクシミリ番号088-823-9260 電子メールアドレス060301@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和4年6月10日（金）から同年7月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和4年6月10日午前9時から同年7月15日午後5時までの間に高知県子ども・福祉政策部障害福祉課のホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和4年7月20日（水）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年7月14日（木）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市本町五丁目2番17号 本町ビル4階 B室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年6月20日（月）午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間</p>	<p>において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年6月17日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be procured: Reconstruction of Kochi Prefecture's system for issuing disability certificates and related work 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 20 June 2022</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Wednesday 20 July 2022</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To</p>	<p>arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Thursday 14 July 2022</p> <p>(5) Contact: Disabled Persons' Welfare Division, Department of Children and Community Welfare, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9634 Fax: 088-823-9260 Email: 060301@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
--	--	---